

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数がある時は、これを四捨五入する)

対象期間 : 2025年4月1日～2026年3月31日

派遣労働者の数	17名(1日平均)
派遣先の数	1社
マージン率	15.7%
教育訓練に関する事項	安全衛生、品質、5Sなど(賃金支給あり、派遣労働者負担なし)
派遣料金の平均額	19,025円 (1日8時間換算)
派遣社員の賃金の平均額	16,039円 (1日8時間換算)
労働者派遣法30条の4 第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2026年4月1日～2027年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティング	事務所内に相談窓口設置

マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費(教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得等)なども含まれています。